

令和2年度 八幡平市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少等を背景に、住民が直面する課題は複雑化、多様化しています。「生活困窮」や「社会的孤立」「制度のはざままで支援を受けられない」などの地域の多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援、仕組みづくりが求められています。

そのためには、住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域の課題について共に考え、共に支えあう地域を創っていく取り組みが必要です。

社会福祉協議会では、平成31年3月に策定した「第3次八幡平市地域福祉活動計画」の具体的な実践を行い、複雑・多様化する生活・福祉課題の解決に向けて、市行政、関係機関や団体と連携し地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、国内各地で自然災害が発生しているなか、災害時における支援体制づくりが求められており、災害時の対応や防災意識の向上を図るため、災害ボランティアセンターの開設運営の訓練を行い、災害対応体制の整備に向けて取り組みを行います。

「誰もがこの地域で安心して暮らすことのできるしあわせの郷づくり」をめざして、人と人とのつながり、地域の支え合いを基本に、各種事業を推進します。

重点項目は、次のとおりです。

- (1) 第3次八幡平市地域福祉活動計画の内容の地域住民への周知と具体的取り組みの実施に努めます。
- (2) 適正かつ効率的な事業運営と財務管理に努めます。
- (3) 情報発信に努めます。
 - ・ホームページをリニューアルし、誰もが見やすくわかりやすいホームページにするため内容の充実を図り、情報更新を積極的に行います。
 - ・福祉だよりの内容充実及び事業状況の掲載など、身近な情報発信に努めます。
- (4) 在宅福祉を推進し、思いやりと優しさで共に支え合うまちづくりに努めます。
 - ・住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、安心して生活ができるよう、高齢者、障がい者等を対象とした見守りネットワークの推進活動を継続するとともに、民生児童委員、ボランティア、福祉団体、関係機関と連携を図り、安否確認など取り組みの意識啓発を図ります。
 - ・いきいきサロン事業の推進強化を図るため、集落を単位とした仲間づくりを推進し、高齢者の生きがいづくりと地域で安心して暮らせる環境づくりに向け支援します。血圧測定や健康指導等を行う看護師有資格者の臨時職員を配置し、サロンに出向いて高齢者の健康づくりを推進し、市と連携を図り介護予防に取り組みます。
- (5) ボランティア活動を推進し、健康で生きがいのあるまちづくりに努めます。
 - ・ボランティア活動に関する住民の関心を高めるため、身近な地域活動やボラ

- ンティア活動に関する情報を発信し、ボランティア活動者の拡大と育成に努めます。
- ・市が実施する介護支援ボランティア養成に協力し、新たな福祉活動の担い手の確保、ボランティアの育成に努めます。
 - ・ボランティア協力校及びボランティア団体を育成支援します。
 - ・災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に努めます。
- (6) 相談活動と生活支援を実施し、心豊かに安心して生活できるまちづくりに努めます。
- ・八幡平地域の日常生活自立支援事業を担う基幹社協事業を進めます。
 - ・生活困窮者自立相談支援事業の推進を図るため、はちまんたい暮らしの支援室に専任相談支援員を2名配置し、生活困窮者の自立に向けて支援を行います。
 - ・地域の生活課題を把握し、支援を必要とする地域の人たちが適切な支援を受けられるよう地域に出向き、課題解決に努めます。
- (7) 責任ある社会福祉法人として適切な事業運営・法人運営を行うため、職務に必要な専門知識を習得し職員の資質向上を図ります。
- (8) 関係機関、関係団体、地域の社会福祉法人・福祉施設等と連携し、地域の福祉課題の解決と地域福祉活動の推進に努めます。

2. 事業推進

(1) 地域福祉活動の推進

地区社会福祉推進協議会、福祉団体等と連携を図り、地域福祉活動に取り組むとともに、広く地域住民の福祉活動への理解と関心を高めるための事業を実施します。

平成31年3月に策定した第3次八幡平市地域福祉活動計画の周知を行い、共に支えあう地域づくりの実践に努めます。

- ①広報「福祉だより」の発行（年4回）、ホームページのリニューアル、情報公開、情報発信、事業実施などの周知用チラシ等の配付、回覧等（随時）
- ②社会福祉大会
- ③福祉まつり
- ④地域福祉懇談会
- ⑤福祉運動会
- ⑥ダイヤモンド婚を祝う会
- ⑦福祉センター運営事業（市総合福祉センター）
- ⑧福祉バス運行事業

(2) 在宅福祉サービスの推進

高齢者の社会的孤立を防ぎ、介護予防につなげるため、仲間づくりや生きがいづくりを推進し、健康増進や生活に密着したサービス支援活動の充実を図り

ます。

- ①ひとり暮らし高齢者買い物ツアー（年2回）
- ②高齢者げんきはつらつ講座
- ③高齢者交流事業（健康講座、料理教室、趣味活動）
 - ア いきいきサロン事業の推進（サロン連絡会、看護師有資格者臨時職員によるサロン訪問・健康指導）
 - イ 高齢者の集い（ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯）
 - ウ ニュースポーツ交流会（年2回）
- ④高齢者見守り事業
 - ア ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークの普及推進と関係機関との連携
 - イ いわておげんきみまもりシステム
- ⑤ 福祉サービス支援活動
 - ア 訪問理美容サービス事業
 - イ 外出支援サービス事業
 - ウ 福祉機器貸し出し事業（チャイルドシート、車椅子、歩行器、福祉車両、特殊寝台、エアーマット、疑似体験機器等）
 - エ 高齢者配食サービス事業のあり方の検討

（3）ボランティア活動の推進

市民誰もがボランティア活動に参加できるよう情報提供と体制整備を図るとともに、地域で支えあう連帯意識の向上を図ります。

災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に努めます。

- ①ボランティア活動センター事業
 - ア ボランティア活動センター機能強化
 - イ ボランティア活動の相談、登録、あっせん
 - ウ ボランティア団体の育成、連絡調整
 - エ 雪かきボランティアスノーバスターズ活動の推進
- ②ボランティア福祉講座
広く市民にボランティア活動や福祉に関する意識を高めてもらうため、ボランティア活動や、防災、介護、福祉サービス等に関する講座を開催します。
- ③ボランティア協力校事業
児童・生徒を対象とした福祉教育の推進を図るため、市内小中高等学校を協力校に指定し、あわせて教育関係機関と連携を図り、児童・生徒のボランティア活動を推進します。
 - ア 福祉協力校の指定（小学校10校、中学校4校、高等学校1校）
 - イ 福祉・健康標語募集と最優秀作品印刷物の配布
- ④出前体験講座（疑似体験等）の実施と指導ボランティアの育成
市内のボランティア協力校のほか、企業・団体等からの要請に応じ指導ボランティアが訪問し、高齢や障がいの疑似体験を行います。体験を指導する

ボランティアの育成を図ります。

- ⑤災害ボランティアセンター事業
 - ア 災害ボランティアセンター開設運営訓練
 - イ 災害ボランティア養成研修
- ⑥介護支援ボランティア研修への協力

(4) 相談・援護活動の推進

民生児童委員と連携を図りながら生活福祉資金やたすけあい資金等の有効活用を図り、世帯の更生援助を行います。

要援護世帯等への援護活動は「心のふれあい」を基本とし、歳末たすけあい運動を共同募金委員会と連携を図り推進します。

- ①心配ごと相談所及び電話相談、専門相談事業（年金・労働相談、法律相談）

心配ごと相談所運営委員会開催

- ②日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人に対する日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、葛巻町・岩手町を包括した基幹社協として事業を行います。

- ③成年後見制度の普及啓発

日常生活自立支援事業利用者の高齢化・障がいの重度化等により、今後、成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられ、市や関係機関と連携を図り、制度の周知啓発を行い、成年後見制度への円滑な移行を推進します。

- ④生活福祉資金貸付事業

制度の普及や緊急かつ多様化する相談に対応するため、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、資金貸付による世帯の更生援助と適正な制度運営に努めます。岩手県社会福祉協議会と連携し、滞納世帯の状況把握と相談支援を行います。

- ⑤たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対する緊急一時的な資金の貸付を行い、適正な制度運営と債権管理に努めます。

- ⑥生活困窮者自立相談支援事業

はちまんたい暮らしの支援室を設置し、専任相談支援員2名を配置します。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労や自立に向け、市行政各部署や各種関係機関と連携し、適正な支援を行います。

- ⑦フードバンク事業への協力

生活が困窮した状態の世帯に対し、食料支援を実施しているNPO法人と連携し、生活維持の支援を行います。保存可能な食料の寄付を市民に募り、生活困窮者等の食料支援に協力できるよう、フードドライブ事業に取り組みます。

- ⑧生活困窮世帯への生活支援給付の実施

生活が困窮した状態になり、ライフラインの確保等のために緊急に日常生活への支援が必要となる世帯に対し、制度やサービス利用までのつなぎとし

て、支援給付を行います。

⑨歳末たすけあい義援金配分事業

(5) 会務の運営

社会福祉法人として、健全で適正な経営のために会務の運営を行います。

- ①会長・副会長会議の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事監査の実施
- ④委員会の開催（総務委員会、広報委員会、事業運営委員会、苦情解決事業第三者委員会、評議員選任・解任委員会）
- ⑤会員の加入促進（一般会員、賛助会員の確保）
- ⑥運営に関する専門的検討委員会等の開催
- ⑦役職員研修の実施
- ⑧職員の専門知識取得のための研修参加・実施
- ⑨市社協中期経営計画策定へ向けた取り組み

(6) 関係機関・団体との連携

行政や福祉関係機関、団体、地域の社会福祉法人等との連携を強化し、福祉活動の推進に努めます。

- ①関係機関・福祉団体等との事業運営についての協議・懇談の実施
- ②地区社会福祉推進協議会育成支援
- ③各種団体育成支援
 - ア 八幡平市民生児童委員協議会
 - イ 八幡平市老人クラブ連合会
 - ウ 八幡平市母子寡婦福祉協会
 - エ 八幡平市身体障害者福祉協会
 - オ 八幡平市手をつなぐ育成会
- ④八幡平市共同募金委員会への募金運動協力

(7) 指定管理事業

①安代福祉センター管理・運営事業

市の指定管理を受け、市民・福祉団体とともに地域福祉活動を推進する拠点としての安代福祉センターの管理運営を行います。

(8) 障がい者支援事業

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（岩手県条例）による障がい者福祉について理解と関心を高め、関係機関との連携を強化し、障がい者福祉活動を推進します。

ア 相談受付と関係機関との連携

(9) 指定障害福祉サービス事業所ポパイの家（就労継続支援B型）運営

①基本計画

障害者総合支援法及び法人の経営理念に基づき、地域社会において他の人々と共生できるよう、日常生活や社会生活における支援を行います。

利用者に、日中活動において就労の機会や生産活動の機会提供を通じて知識・能力の向上を支援し、人間性を尊重した事業運営に努めます。

健全で揺るぎない運営を維持し続ける為にも、基本に立ち返り、サービスの土台を強化するとともに、魅力のある施設づくりに努めます。

また、利用者の高齢化・重度化に伴うニーズに対応するため、新規事業（生活介護等）を導入し当事業所の事業形態を多機能型とするとともに、職員の増員及び資質の向上を図り、利用者にとって働き甲斐があり魅力のある施設づくりを目指します。

②重点事業

ア 多機能型事業所への移行

現在の就労継続支援B型に生活介護を追加した多機能型事業所に移行します。

イ 工賃向上並びに利用者支援に伴う各種事業の推進

就労継続支援B型の利用者は昨年度以上の工賃を支給できるよう努力します。

利用者が作業するだけでなく、知識・能力の向上及び地域社会において他の人々と共生できるよう各種事業を実施します。

ウ 利用者支援の充実

サービス管理責任者の作成した個別支援計画により、利用者の能力や置かれている環境、日常生活全般の状況などの評価に基づき、利用者個々に応じたサービスを提供するよう努めます。

エ 職員の増員と資質の向上及び処遇改善

多機能型事業の実施に伴い職員を増員するとともに、職員一人ひとりが高い倫理観と規範意識を保持し、個々の職務内容を明確にし、マニュアル等の活用により業務の効率化とサービスの質の向上を目指します。

職員の処遇改善に努めます。

オ 八幡平市に就労継続支援B型の事業所が増えてきていることから、当事業所の特色を再検討し魅力ある事業所とし、広報紙等を活用し宣伝に努めます。

カ 就労支援事業の収入増を図り、利用者の工賃アップのため、農産物や自主製品の販路拡大及び新規受託事業の受注に努めます。農福連携に基づき、新規事業の導入を検討します。

キ 作業所の活用

新築した作業所を活用し、資源回収したアルミ缶等の仕分け及びその他の

作業効率を図るとともに、利用者の健康等を考慮し作業を実施します。

③事業計画

ア 地域住民及び保護者参加による各種行事実施

- 1 クリスマス会
- 2 親子旅行

イ 工賃向上及び利用者支援に伴う各種事業の展開

- 1 予算の適正計上、適正執行
- 2 関係機関への申請関係
- 3 新規事業の検討
- 4 研修旅行の実施

ウ 個別支援計画

1 アセスメントの実施

利用者個々のニーズを把握するため、利用者とその家族、関係機関等にアセスメントを実施します。

2 個別支援計画の作成

アセスメントを元に課題を整理し、利用者と共有することで、個々のニーズに合わせた個別支援計画を作成します。

3 支援計画の実施

利用者と保護者の同意を得たうえで個別支援計画に沿った支援を行うとともに、職員が共通の視点で支援を行うため支援会議を行い、必要に応じて計画の修正を行います。

エ 利用者支援

1 生活支援

社会生活に必要な基本的習慣の確立を目的とし、毎日の支援の積み重ねによってより良い習慣形成や社会生活能力向上並びに社会適応能力を育成し、自立した生活ができるよう支援します。

2 作業支援

工賃水準の維持向上のために地域の実情を踏まえて、事業の更なる充実、新規事業への取組等に努めます。利用者とのコミュニケーションを密にし、障害特性に合わせて作業環境を整えることで作業能率を上げ、就労への動機づけ、作業能力の向上を目指します。

オ 職員の資質向上及び処遇改善

- 1 職員増員とやりがいのある職場の実現・自律的人材の育成
- 2 定期的職場内研修の実施や各種研修会への参加による専門的知識の取得
- 3 日常における職員間の報告・連絡・相談の徹底と情報の共有化
- 4 職員の処遇改善